

第1 請求の受付

1 請求人

関市洞戸市場542番地 鷺見 智次

2 請求書受付日

令和5年9月28日

3 請求の内容

(原文「岐阜県職員(知事)措置請求書」(以下「措置請求書」という。)のまま。ただし、場所を特定できる地番の省略、県職員以外の個人名等のアルファベット表示及び字下げ等といった調整を行っている。)

(1) 請求の要旨及び理由

美濃土木事務所長は、令和5年7月13日に関市洞戸栗原(地番略)他、隣地の登記事務委託料契約を岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と締結し、岐阜県の公金である613,170円を不当支出した。

契約と不当支出の理由は、次のとおりである。

1. 今回、美濃土木事務所が登記事務委託料契約場所は、平成12年8月1日の美濃建設事務所公文書「境界確認立会結果表」の記載には、立会者 美濃建設事務所(窪田、中島)と洞戸村役場(A係長、B)そして、地権者は、黒塗り表示され、参考資料の写真には、SK10の境界杭には、岐阜県所有のコンクリート製が撮影され、既に、官民境界の境界立会が終了している証である。
2. 当地区は、昭和56年8月5日土地改良法によって、土地区画整備事業は完了し、地積確定された地域である。その後、美濃土木事務所が主となって国道256号改良工事实施された。この時、用地買収に伴って、美濃土木事務所が作成した測量年月日、平成4年3月の丈量図によって、地権者と美濃土木事務所との土地売買契約書と地権者からは、全ての登記事務を委任することで美濃土木事務所に嘱託登記承諾書が提出された。よって、岐阜県が文筆登記等を実施した、明確な土地である。
3. 座標点SK10は、市民からC法人が岐阜県有地(地番略)に不法な建築物や植栽がされているとの情報が令和3年にありましたので、私は、SK10、SK9の座標点について調査したところ、境界杭が変更されていたので、令和5年2月に関警察署に境界損壊罪でC法人を告発しました。現在は、岐阜地検に送致されています。
4. 美濃土木事務所は、C法人が河川法55条の許可申請を取得せず、平成13

年から今日まで営業させていることが大問題である。そして、C法人が岐阜県の土地を私物化しているのに、今まで、何も行政指導をしなかったのは何故なのか。

美濃土木事務所は、C法人に擁護、便宜そして、付度する理由を県民に公表しなければならない。

5. 岐阜県は、今回の登記事務委託料はC法人が支払うのが正当である。C法人は、河川法55条の許可申請を取得せず、建物や護岸ブロックの隣接個所には、高さ1m、長さ20mのコンクリート擁壁の工作物を無断施工し、不法営業を続けている。また、不法営業しつつ、官民境界杭を2回も損壊したC法人が全て負担するのが正当である。

以上の理由で、岐阜県が登記事務委託料の支払いは不当であり、岐阜県の損害となる為、美濃土木事務所長は、C法人に613,170円を請求することを請求する。

(提出された事実証明書省略)

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、措置請求書が提出された令和5年9月28日付けでこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年10月27日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人が監査委員に対し、請求の主旨について補足する内容の陳述を行った。陳述には同条第8項の規定に基づき関係職員が立ち会った。

なお、請求人の陳述において、令和5年4月に県土整備部長から請求人あての文書が送付された旨の発言があった。

また、措置請求書を補完する新たな証拠の提出はなかった。

※ 陳述時の請求人に対する質問を通じ、以下の点を確認した。

措置請求書に記載している「美濃土木事務所は、C法人に擁護、便宜そして、付度する理由を県民に公表しなければならない。」の意図について質問したところ、監査請求に至った気持ちの表れであり、本件請求において求める措置ではない、との回答を得た。

第2 監査の実施

1 監査対象機関

県土整備部河川課及び美濃土木事務所

2 監査対象事項

美濃土木事務所長が、令和5年5月8日に公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協」という。）に依頼した「関市洞戸栗原地内の土地境界確定及び土地地積更正嘱託登記」に係る契約の締結並びに当該契約に基づいて実施された支出（以下「本件財務会計行為」という。）に関連する事項を監査対象事項とした。

3 監査の実施方法

河川課及び美濃土木事務所に対して、関係書類の提示を求め、確認を行うとともに、関係職員から説明を受けた。また、請求人の主張等に対する河川課及び美濃土木事務所の見解等を文書で確認した。

（監査実施期間：令和5年10月13日から令和5年11月17日まで）

第3 監査の結果

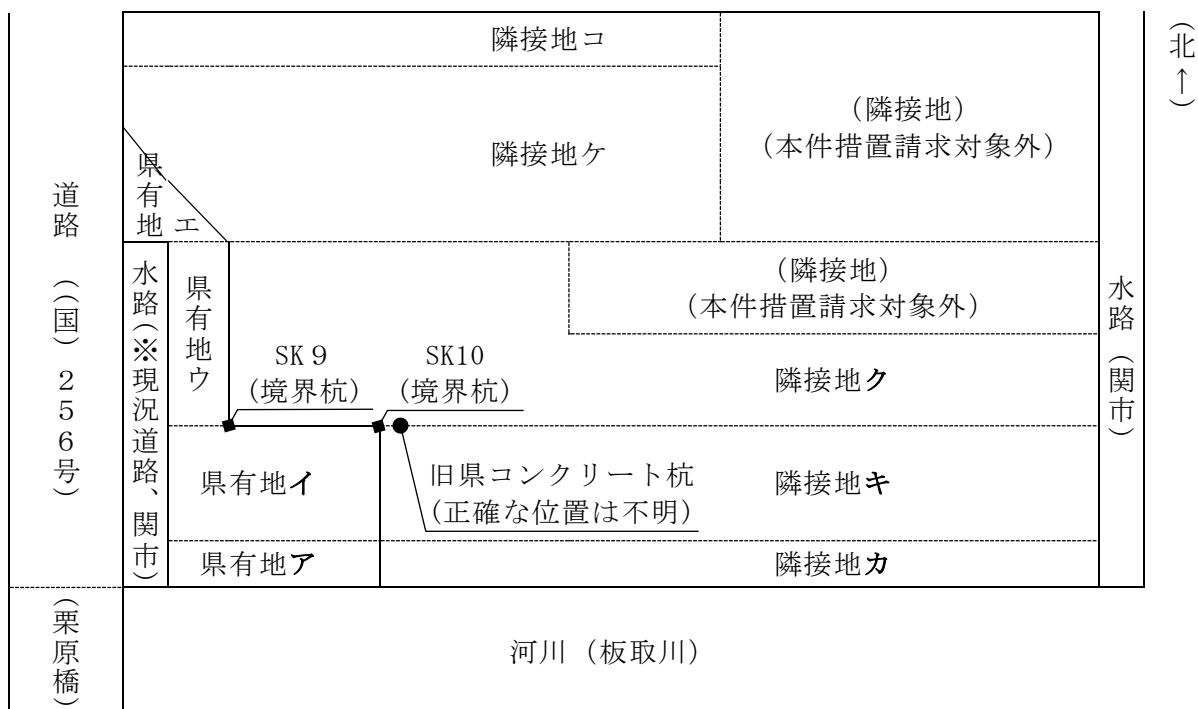
1 確認した事実

(1) 本件請求関係土地について

一般国道256号（以下「(国)256号」という。）栗原橋北側道路の東側及び河川に面する2筆の県有地(図1の県有地ア及びイ。以下「当該県有地」という。)

当該県有地の東側及び北側に面する5筆の土地（所有者はC法人及びC法人役員。図1の隣接地カ～コ。以下「当該隣接地」という。)

(図1：関係土地の概略図)



(2) 官民境界確定について

県の官民境界確定は、公共用財産とこれに隣接する土地（以下「依頼場所」という。）との境界について、行政機関や土地所有者等の関係者が現地で立ち会いのうえで、書面をもって確定することを目的として実施されている。

境界確定を依頼する者は、依頼場所、隣接公共用財産及び依頼の目的を記入した境界確定依頼書並びに位置図等の必要書類を土木事務所長あてに提出する。

土木事務所長は、依頼者からの依頼に基づき、受付、審査、事前協議、及び現地立会（境界立会）を実施する。

境界立会后、依頼者は、境界確定確認依頼書を提出（依頼場所の隣接所有者の承諾を得た境界確定承諾書を添付）し、土木事務所長は、当該依頼書を審査した後、境界確定確認書を交付することとなっている。

平成26年度から上記の内容で運用が開始されている。

(3) 平成12年の官民土地境界立会について

措置請求書で言及されている平成12年に実施された官民土地境界確認の概要は、以下のとおり。

依頼日	平成12年6月28日
依頼者	C法人関係者（C法人は平成16年に法人化しており、申請当時は、法人化前の個人事業主として申請）
依頼地	隣接地カ
依頼理由	隣接地カと河川（板取川）との境界を明確にしたい
立会者	・ C法人関係者 ・ 美濃土木事務所 窪田、同 中島（当時は、美濃建設事務所） ・ 関市 A係長、同 B（当時は、武儀郡洞戸村。隣接地カ東側水路の管理者）
立会結果	・ 県有地イと隣接地キ及びクとの境界に、県コンクリート杭（以下「旧県コンクリート杭」という。）が1本現存していたため、当該杭から河川側に向かう畔道中心部分を結んだ線を（県有地アと隣接地カ）の官民境界とした。 ・ 河川境界は、過去の災害復旧工事で嵩上げた護岸天端を境界とした。一部護岸が民地内に食い込んでいたが、護岸を考えず直線とした。
備考	本境界立会においては、測量等は実施されていない（未登記）。

(4) 平成28年の官民土地境界確認について

平成28年には、隣接地ク～コと県有地等との境界確定のため、C法人の申出により官民土地境界確認が行われており、その概要は、以下のとおり。

依頼日	平成28年11月21日
依頼者	隣接地ク～コの地権者2名 (当時は、隣接地コは分筆前であり、ケの一部)
依頼場所	隣接地ク～コ
依頼目的	地積確定(隣接地ク～コ分)
立会者	<ul style="list-style-type: none"> ・C法人関係者、地権者2名 ・担当土地家屋調査士(地権者代理人) ・美濃土木事務所 林、同 大塚
立会結果	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地は(国)256号に隣接する土地である。 ・土地改良換地図及び付近の地積測量図を基に現況の復元を行い、現況平面図のとおり官民境界を確認した。 ・なお、C法人の店舗の一部が当該県有地にはみ出していることが事実となったため、C法人に撤去するよう指導を行った。 ・C法人は、当該県有地にはみ出た店舗部分は近いうちに当該隣接地内に移設する予定であるとのこと。
境界確定確認依頼日	平成28年12月21日
境界確定確認日	平成28年12月26日
境界確定確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確定確認書により、確認対象の公共用財産及び依頼場所、立会年月日が示され、境界確定図により、境界の位置が示されている((国)256号(東側)及び県有地イ(北側)、ウ・エ(東側)と、隣接地ク(南側・西側)及びケ・コ(西側)との境界。) ・境界確定図には、担当土地家屋調査士により、以下の記載がされている(概要)。 <ul style="list-style-type: none"> 「平成5年分筆時の既地積測量図をもとに境界線を復元すると概ね現地の地形及び利用状況と整合した。 しかし、旧県コンクリート杭については、利用状況と大きな開きがあった。よって旧県コンクリート杭を基点とすることは困難であり、概ね地形等を整合する境界確定図の境界想定線が妥当である。」 ・上記記載を踏まえ、県との官民境界については、SK1からSK10までの境界杭が設置された。

備考	本境界立会により、依頼場所（隣接地ク～コ）の境界及び地積は登記されているが、SK9及びSK10に接する県有地イは修正されていない。
----	---

(5) 令和3年度の土地境界確定及び土地分筆嘱託登記事務について

隣接地カと、河川境界を明確にする測量を実施したものである（以下「令和3年度測量事務」という。）。委託事務の概要は下表のとおり。

実施時期	令和3年8月～令和4年2月
測量を要する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・当該県有地（県有地ア及びイ） ・隣接地カ及びキ
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務（資料調査、筆界確認） ・測量業務（面積測量） <p>（境界立会及び登記を実施しないこととなったため、委託業務内容を変更し、立会業務、分筆登記に係る申請手続及び書類作成等の業務は実施していない。）</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・当該県有地（県有地ア及びイ）においては、平成5年の分筆時に登記された地積と、本調査により判明した地積とで差が生じていた。 ・平成28年の官民境界確認において設置されたSK9及びSK10の境界杭（コンクリート杭）が亡失していたが、立会確認が未了であるため、金属鋸で位置を明示した。

(6) 令和5年度の土地境界確定及び土地地積更正嘱託登記事務について

当該県有地（県有地ア及びイ）について、土地境界を確定し、測量結果に基づいて地積更正登記を実施したものである（以下「本件登記事務」という。）。委託事務の概要は下表のとおり。

実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月～6月
測量を要する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・当該県有地（県有地ア及びイ）
隣地として調査を要する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地カ～ク ・県有地ウ ・当該県有地西側の関市土地1筆
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務（資料調査、筆界確認（復元測量、画地調整）、立会） ・測量業務（境界点測設、境界標埋設） ・申請手続（土地地積変更・更正登記） ・書類作成等 <p>（業務の進捗に伴い、多角測量及び面積測量が不要と</p>

	なり、画地調整業務が増加することとなったため、委託業務内容を変更した。）
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者立会で、当該県有地（県有地ア及びイ）と隣接地カ〜クとの境界が確定された。（立会日：令和5年5月25日） ・境界標について、当該県有地周囲の境界5か所に新設した（プラスチック杭、金属鋳及びマーキング）。併せて、令和3年度測量事務において金属鋳で位置を明示した2か所（SK9及びSK10）を、コンクリート杭と入れ替えた。 ・境界の確定に伴い、当該県有地の地積（面積）を更正する登記が実施された。

（7） 本件財務会計行為の手続きについて

上記（6）において、美濃土木事務所長は令和5年5月8日に、委託料589,439円、履行期限を同年6月30日として、登記事務を公嘱協に委託した。

その後、業務数量が確定したことにより、同年6月26日に委託料を増額変更した。

変更後の最終的な委託内容は下表のとおり。

委託金額	613,170円
履行期限	令和5年6月30日
業務概要	路線・河川名：一級河川 板取川 事業名：土地境界確定及び土地地積更正嘱託登記 施工箇所：関市洞戸栗原地内
業務完了日	同年 6月30日
検査日	同年 7月6日
委託料請求日	同年 7月13日
支出日	同年 8月10日

なお、県は、令和5年3月20日に、土木事務所で開催する登記事務の委託料単価を設定する登記事務委託単価契約を公嘱協と締結している。

美濃土木事務所では、登記業務の発生の都度、当該単価契約に基づき、公嘱協に対し、登記事務を登記委託事務依頼書により委託することとなっており、本件財務会計行為においても、登記委託事務依頼書により委託したものである。

（8） 平成12年の河川法第55条に規定される許可について

C法人関係者は、河川法第55条第1項に基づき、河川保全区域内での工作物の新築等を目的とする申請（以下「55条申請」という。）を行い、美濃土木事務所は

平成12年に許可した（概要は以下のとおり）。

申請者	C 法人関係者（当時は、法人化前の個人事業主として申請）
申請日	平成11年12月10日
申請地	隣接地カ及びキ
許可日	平成12年3月15日
目的	敷地造成及び倉庫建築（附属屋用途：特産物の販売等を予定）
工期	許可の日から平成14年3月14日まで
備考	本許可に係る公文書は、県での保存期間を経過し、県では保存されていなかったが、C 法人に対する美濃土木事務所の指導の過程で、C 法人において保存されていることが令和5年5月11日に確認され、平成12年当時の申請の経緯が明らかになった。

（9） 令和5年の河川法第55条に規定される許可について

C 法人代表者は、河川保全区域内における店舗建設を、追認的に許可を得ることを目的として55条申請を行い、美濃土木事務所は、監査時点において、当該申請に対する補正を指示しているところである（概要は以下のとおり）。

申請者	C 法人代表者
申請日	令和5年6月30日
申請地	隣接地カ～ク
目的	飲食店店舗建設及びそれに伴う敷地造成
補正指示日	同年 7月21日
補正内容	申請書及び添付図書の記載の一部修正

（10） C 法人に対する美濃土木事務所の指導等について

美濃土木事務所は、請求人が美濃土木事務所に対し情報提供を実施した令和3年度以降、C 法人に対し、河川法違反の解消に向けた指導等を実施している。主な指導等概要は以下のとおり。

指導時期	指導等の内容
① 令和3年 5月11日	・「河川保全区域内の井戸の設置」「(国)256号余剰地の不法占用」について指導を実施
② 同年 6月2日	・「(国)256号余剰地の不法占用」「河川護岸（河川区域）上への工作物越境」について指導を実施
③ 同年 6月8日	・「(国)256号余剰地への建物越境及び工作物残置」について指導を実施
④ 令和4年	・「倉庫（養殖場）の越境及び撤去」について指導を実施

指導時期	指導等の内容
1月14日	
⑤ 同年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地境界、施設管理界」「境界を越えている工作物」について指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年の官民境界は有効であり、当境界（隣接地カ南側の河川区域界）を前提とする。 ○ 当境界（隣接地カ南側の河川区域界）よりも民地側に食い込んでいる県設置構造物の所有・管理はC法人が行う。 ・併せて、以下の点について伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年の官民境界は測量をしておらず、また土地改良換地図も参照せずに合意しており、この境界では地積更正や分筆など法務局の土地登記はできない。 ○ 今後の土地登記に向けて、官民境界確定のやり直しが必要となる可能性がある。その際には、官民双方の施設越境の解消等も考慮する必要がある。
⑥ 同年 9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法占用物の撤去」について指導を実施
⑦ 同年 9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法占用物の撤去」について指導を実施
⑧ 同年 11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法占用物の撤去」について現地確認
⑨ 令和5年 1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法占用物の撤去」「道路側溝への無許可排水についての道路占用許可」「令和3年度測量事務で設置した境界杭（SK10）の金属鋸の保全（砂利地の浅いところに埋没している鋸を一目見てわかるようにする）」について指導を実施 ・指導の結果、C法人により、境界杭の金属鋸は塩ビパイプで囲うよう保護された。
⑩ 同年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法占有物の撤去」「道路側溝への無許可排水についての道路占用許可」について指導を実施
⑪ 同年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川法第55条の事後申請」について指導を実施
⑫ 同年 4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川法第55条の事後申請」「当該県有地上の工作物の撤去」について指導を実施
⑬ 同年 5月9日 ～12日	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川法第55条の事後申請」「当該県有地上の工作物の撤去」について指導を実施

指導時期	指導等の内容
⑭ 同年 6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川法第55条の事後申請」について指導を実施 ・「当該県有地への越境物件の撤去」について、進捗状況を確認
⑮ 同年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・C法人が、河川法違反の解消に向けた同法第55条第1項に基づく許可申請を県に提出。現在、県では当該申請書の審査（補正指示）中
⑯ 同年 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該県有地への越境物件の撤去」の進捗状況を確認 ・「河川区域境界への建物屋根等」について、越境有無を確認
⑰ 同年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川区域境界の越境状況確認用境界指示物の設置」の実施 ・「当該県有地への越境解消状況証明」について指導を実施

(11) 請求人あてに送付した3部長連名文書について

県は、令和5年3月13日の請求人から知事あての投書を受け、同年4月5日、請求人あてに、県土整備部長、環境生活部長、健康福祉部長の連名による文書（以下「3部長連名文書」という。）を送付した。

3部長連名文書中、河川法上の手続きに係る内容は、以下のとおり。

- ① C法人が河川法第55条第1項に規定する申請を行うよう県が指導する。
- ② C法人の建物の一部が県有地に存在していることから、速やかに撤去するよう県が指導する。

2 関係法令等

(1) 河川法〔昭和39年法律第167号〕

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（第2項～第5項 略）

（河川保全区域における行為の制限）

第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 2 工作物の新築又は改築

（第2項 略）

(河川管理者の監督処分)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

1 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者（以下 略）

(第2項～第10項 略)

(2) 道路法〔昭和27年号外法律第180号〕

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。(以下略)

(3) 民法〔明治29年号外法律第89号〕

(所有権の内容)

第206条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

3 監査対象機関の意見

監査の中で確認した、請求人の主張に対する河川課及び美濃土木事務所の見解等は、次のとおりである。

(1) 河川課の見解等について

ア 3部長連名文書における記載のうち、河川課又は美濃土木事務所に関係する部分の概要について

- 河川法第55条第1項において、河川保全区域内で建築を行う場合は、河川管理者(岐阜県)に事前申請し、許可を受けることが義務付けられているが、C法人が申請せず無許可で建築されていたことは、誠に遺憾。
- このような事態を早期に発見できなかったことについては、河川法の運用上、問題があったと認識している。
- この違反行為については、河川法に罰則規定があるが、C法人建築物が建

築後20年以上経過していることから、時効が成立。

- しかし、現状において、河川保全区域内の建築物としての適合性を確認する必要がある。
- よって、C法人に対し、速やかに同法の申請を行うよう指導し、その内容を精査した後、法に則り適切に対処する。
- C法人建築物の一部が県の所有地内に存在していることについては、明らかに不法占用であることから、指導を行い撤去させたが、詳細に測量した結果、ごく一部がいまだなお不法占用となっていることを確認したので、速やかに撤去するよう指導していく。
- 県としては、今後、河川法上の手続きの漏れがないよう関係機関に周知徹底するとともに、違法建築物の早期発見のため河川巡視を強化していく。

イ 3部長連名文書を、請求人に対し送付するに至った経緯について

- 令和5年3月13日、請求人から知事あての投書があった。
- 内部で対応を検討した結果、文書を出すこととなった。
- 令和5年4月5日、請求人あてに文書を送付した。

ウ 令和3年度以降の、C法人に対する指導等に関する、河川課と美濃土木事務所との協議の時期及び概要、並びに河川課から美濃土木事務所に対する指示等の時期及び概要について

- 令和3年5月、請求人からC法人に関する問い合わせがあった。
- 令和3年7月、県として実態を把握するため、C法人南側（隣接地カと現地構造物の位置関係の調査）及び県有地東側・北側（当該県有地へのC法人の越境状況の調査）の測量を行うこととし、河川課から美濃土木に所要額を令達。
- 令和4年1月、測量が完了。
- 令和4年1月以降、測量結果を前提として対応策を検討（随時協議）。

（検討課題及び結論）

- ・ C法人について、洪水時の安全性は確保されているといえるのかどうか。安全と言えない場合は、安全を確保するための方策の検討
⇒ 周辺地域と同程度（10年に1回の降雨確率）の安全性は確保されている。（令和4年5月）。
 - ※ 護岸工事計画の検討も行ったが不要となった。
- ・ 平成12年度に確定した官民境界（隣接地カ南側の河川区域界）と公図とのずれについて、どのように理解すべきか。（どちらを正とすべきか。また、それぞれの場合に生じる河川法上の問題をどのように整理すべきか。）
⇒ 平成12年度に確定した官民境界を正とする（令和4年7月）。
 - ◎ 平成12年度に確定した官民境界（隣接地カ南側の河川区域界）と公図とのずれをどのように解消すべきか。
⇒ 将来の河川改修工事の中で解消する。

※ 分筆・売買についても検討したが、将来の築堤工事に必要となる河川用地を売り払うことになるため断念。

◎ 平成12年度に確定した官民境界(隣接地カ南側の河川区域界)よりも民地側に食い込んでいる県設置構造物についてどのように整理すべきか。

⇒ 民地側に食い込んでいる県設置構造物は擦り付け工(土留め工)と捉えるのが妥当。民地内の当該構造物の所有・管理はC法人が行う。

◎ 上記のとおり整理することが妥当であり、河川法上の問題は存在しない。

※ この時点では、平成12年度に確定した官民境界(隣接地カ南側の河川区域界)において、C法人の施設が越境していないと考えられていた。

○ 令和4年7月、河川課から美濃土木事務所に、以下の内容をC法人に伝達するよう助言。これを受け美濃土木事務所はC法人に伝達し、C法人はすべて了承した。

・ 平成12年の官民境界は有効であり、当境界(隣接地カ南側の河川区域界)を前提とする。

・ 当境界(隣接地カ南側の河川区域界)よりも民地側に食い込んでいる県設置構造物の所有・管理はC法人が行う。

○ 令和5年5月、当該県有地へのC法人の越境物件の撤去指導を進めるため、県として県有地の官民境界確定測量を行うこととし、河川課から美濃土木に所要額を令達。

○ 令和5年6月、県有地の官民境界が確定。確定した官民境界に基づき県有地内の越境物件等の撤去指導を実施。

○ 令和5年8月、県有地内の越境物件等の撤去が完了。

○ 令和5年8月、C法人建物南側の大屋根が平成12年度に確定した官民境界(隣接地カ南側の河川区域界)を越境していることが発覚。現在越境解消に向けて指導中である。

(2) 美濃土木事務所の見解等について

ア 平成12年に実施された官民境界立会によって、当該県有地とC法人土地との官民境界は確定済みである、という請求人の主張について

隣接地カを対象とした当該立会では、専門家による正確な測量や杭の打設は行われていないものの、地権者同士の合意により、その結果は確定している。

なお、C法人は今般、この合意内容を前提に、事後的な河川法第55条の許可申請を行っているところである(※下記ウの内容を参照)。

イ (国)256号改良工事に伴い、美濃土木事務所が平成4年に作成した丈量

図によって、当該県有地を含む周辺土地は、全て岐阜県により分筆登記がなされており、境界が確定している、という請求人の主張について

本件請求に関連する県有地は、当該県有地であるが、それ以外の「当該県有地を含む周辺土地」の「全て」がどこまでを指すのかが不明である。

当該県有地に関して言えば、美濃土木事務所は、県有地イを隣接地キから、また県有地アを隣接地カから、それぞれ測量の上で分筆して、平成4年に岐阜県名義で取得している。

なお、同年3月25日に地積測量図を作成し、その登記は平成5年である。

登記され公図にも表示され、その土地境界＝筆界は確定している。

但し、平成5年当時の地積測量図は、平成17年以降のものと異なり、その精度及び復元性が低いため、注意が必要である。

ウ C法人が河川法第55条の許可を取得せず、違法営業している状態を美濃土木事務所は放置している、という請求人の主張について

岐阜県は平成12年3月15日付けで河川法第55条の許可をしている。

申請書は、C法人が法人化する前の個人事業主であるC法人関係者の名前で、「敷地造成及び倉庫建築」との内容で提出されているもの。

C法人関係者によれば、この「倉庫」とは現在の食堂（メイン棟）を指すとのことである。

但し同時に、この許可以外の建物（食堂の増築テラス棟、事業棟など）の増改築等については申請を行っていないことをC法人は認めており、県としては、当初許可の内容を含め現状のC法人の店舗施設に関し必要な許可申請を、C法人から改めて行わせることとした。

その申請については、令和5年6月30日に受理し、現在審査中（補正中）である。

なお、C法人が「違法営業している状態」との意見については、当所の所管法令には関わりがないため不知である。

エ 当該県有地における、C法人による無許可の工作物の設置、私有物の設置等といった私物化について、美濃土木事務所は、請求人等による指摘に至るまで行政指導を実施しておらず、また、現在も何ら指導していない、という請求人の主張について

請求人は、令和3年4月以降、美濃土木事務所と河川課に対し、C法人に関しての様々な通報や相談等を行ってきた。

美濃土木事務所は、それ以降、継続してC法人への行政指導を行っている。

その進捗には時間を要したものの、当該県有地への越境物件等は、令和5年8月末時点で、ほぼ全て撤去済みである。

オ 令和3年度測量事務の業務内容の概要、実施に至った経緯及び令和3年度測量事務を実施することの妥当性について

請求人は、令和3年4月以降、美濃土木事務所と河川課に対し、C法人に

関連しての様々な通報や相談等を行ってきたが、その内容としては、

- ・ 護岸擁壁のすぐそば（隣接地力及びキ）に建つC法人の食堂の一部（テラス等）が河川区域界を超えていること
- ・ また、食堂の西側の当該県有地をC法人が不法に利用している（建物の越境、柵の設置、樹木の植栽等）こと

の2点が主なものと言える。

令和4年1月の「令和3年度測量事務」については、この2点の問題解決に向けての調査として、県庁河川課からの助言と費用令達を受けて、

- ・ C法人南側における、河川区域界と隣接地力筆界との位置関係を調査するための、隣接地力の測量
- ・ 県有地イの東側（隣接地キ）及び北側（隣接地ク）についても、県有地への越境状況の調査するための測量

を併せて行ったものである。

なお、測量の結果も踏まえ、検討した結果、県として、平成12年度に確定した官民境界を正として是正する方針で検討を進めることとなったため、隣接地力の官民境界確定（立会、登記）は実施せず、測量のみで業務は完結している。

この調査の実施については、当該土地の不法な利用を解消するための指導を行う前提として必要であったものであり、これは土地所有者としての権限に基づく管理行為である。

カ 本件登記事務の業務内容、実施に至った経緯、及び令和3年度測量事務と本件登記事務を含め、2段階に分けて測量・登記事務を実施することの妥当性について

上記オで説明した令和3年度の調査以前は、C法人による県有地の不法利用の解消は進展が遅かった。

しかし、調査の実施後から進展が加速し、令和5年3月末の時点では調査前と比較すれば相当程度の解消がなされたものの、完全解消までは至っていなかった。

その後、県は請求人に対し、令和5年4月5日付けで3部長名により発出した文書中で、C法人に対し、以下の内容を約束した。

- ・ 「速やかに」事後的に河川法第55条の許可「申請を行うよう指導」すること
 - ・ 県有地の不法利用については「ごく一部がいまだなお不法占用となっていることを確認しましたので、速やかに撤去するよう指導」すること
- 本件登記事務は、こうした状況を受けて、河川課からの助言と費用令達を受けて実施している。

これは、県として、それまでにC法人が段階的に解消を進めてきた当該県有地の境界線上への越境行為を完全に解消させ、また今後の発生を防ぐため

に、当該県有地の全周を測量し、これまで設置されていなかった座標点の指標（杭、鋸など）も設置し、その結果に基づく登記（地積の更正と共に最新の丈量測量図が法務局でも閲覧可能となる）が必要であると判断したものである。

キ 座標点SK9及びSK10の境界杭の亡失を、美濃土木事務所として認知した時期及び、その亡失原因の調査を、美濃土木事務所として実施したのかどうかについて

座標点SK9及びSK10は、平成28年度にC法人側の申出（及び費用負担）により行われた隣接地ク及びケとの官民境界確定の際に初めて確定した座標値であり、その際、指標としてそれぞれコンクリート杭が打設されたが、その後、この2本のコンクリート杭は亡失している（時期、原因は不明。）。

県がその亡失にいつ気が付いたかは、令和3年6月8日の指導においては「平成28年に設けた境界杭（SK9、SK10）は盛土により確認できなかった」とあるので、遅くともこの時点では気付いていたことになる。

また、亡失原因の調査等を行った事実は確認できない。

この点、亡失経緯が不明という事象について、そもそも捜査機関とは異なる行政機関が調査や証拠収集を行って原因を究明することは、困難と言わざるを得ない。

ク 本件登記事務は、C法人により亡失された座標点SK9及びSK10の復元を含んでいるのだから、美濃土木事務所は本件登記事務に係る登記事務委託料をC法人に請求すべきである、という請求人の主張について

上記キのとおり、杭の亡失の時期及び原因は不明である以上、C法人に請求する理由が無い。

令和5年度に県が行った当該県有地の全周測量については、当該土地の不法な利用を解消するための指導を行うには必要だったものであり、これは土地所有者としての権限に基づく管理行為であるから、県費負担で問題ないと考えている。

また、SK9及びSK10については、県で再設置しているが、あくまでも復元に過ぎず、新たな測量が発生しているわけではない。

第4 監査委員の判断

措置請求書及び実施した調査により確認した事実を踏まえ、請求人の主張について、以下のとおり判断した。

1 判断の理由

(1) 本件登記事務は実施する必要がなく、本件登記事務に係る登記事務委託料の県による支出は不当であるという請求人の主張について

ア 請求人は、当該県有地は、請求人によると昭和56年の土地区画整備事業、(国)

256号改良工事に必要な用地の買収に伴う平成5年の登記、平成12年の官民境界立会等によって、すでに境界が確定されている土地であるため、そもそも本件登記事務は実施する必要がなく、本件登記事務に係る登記事務委託料の支出は不当であると主張しているものと解される。

そのため、本件財務会計行為の不当性について検討する。

イ まず、本件財務会計行為を見るに、本件財務会計行為は、財務会計法規上の義務に違反しておらず、違法性は認められない。

ウ 次に、本件登記事務が実施する必要のないものであったか検討する。

(ア) 平成12年の官民境界立会は、隣接地カと河川（板取川）との境界を確認することを目的に実施されたものである。

県有地側で確認された境界は、河川及び県有地アとの境界である（県有地イと隣接地キとの境界は確認されていない）。

また、隣接地カと河川及び県有地アとの境界は確認され、土地の使用可能範囲である「所有権界」は確認された。

一方、当時の境界立会では、平成28年度以降に実施されている官民境界立会とは異なり、依頼場所及び県有地に係る測量は実施されておらず、確認された境界に係る登記も実施されていないため、登記における土地の区画を示す「筆界」は確認されていない。

(イ) 平成28年の官民境界立会は、隣接地ク～コと(国)256号及び県有地イ～エとの境界を確認することを目的に実施されたものである。

また、本境界立会では、隣接地ク～コ並びに県有地ウ及びエに係る測量も実施されており、確認された結果をもとに、依頼者によって登記が実施されているが、県有地イについては修正されていない。

なお、本境界立会において確認された境界杭（SK9及びSK10）は、旧県コンクリート杭とは位置が異なり、別物である。

(ウ) 令和3年度測量事務は、河川区域界と隣接地カの筆界との位置関係を調査すること、及び県有地イの東側及び北側におけるC法人の越境状況を調査することを目的に実施されたものである。

測量の結果、隣接地カについては、平成12年に実施した官民境界立会で確認された境界をそのまま活かすことで双方が合意したため、隣接地カの官民境界確定（立会、登記）は実施されていない。

なお、令和3年4月以降、請求人からC法人に関して「C法人建物の一部が河川区域を越えている」、「当該県有地をC法人が不法に利用している」といった通報や相談等を受けて、令和3年度測量事務は、美濃土木事務所におけるC法人に関する調査の一環として、当該県有地の不法な利用を解消するための指導を行う前提として実施されている。

(エ) 本件登記事務は、C法人による当該県有地への越境行為を解消させ、今後の発生を防ぐため、当該県有地の全周を測量し、それまで設置されてい

なかった座標点の指標も設置し、その結果に基づく登記を目的に実施されたものである。

本件登記事務は、令和3年度測量事務による調査後においても、前記第3の1(10)⑤～⑬のとおり、C法人による当該県有地の不法利用が完全解消まで至っていない状況、前記第3の1(11)②のとおり、県が請求人に対し送付した3部長連名文書において、C法人に対し県有地の不法利用について速やかに撤去するよう指導することを約束したことに鑑み、上記目的での実施が必要と判断し、実施されたものである。

なお、本件登記事務によって、県有地イと隣接地キとの境界も含め登記され県有地の範囲が明確となっている。

エ 上記ウ(ア)～(エ)を踏まえると、本件登記事務によって、当該県有地の全周分の正確な境界が登記され、県有地の範囲が明確となっている。そのため、本件登記事務より以前において境界が確定されており、本件登記事務は実施する必要のない事務であるという請求人の主張とは異なり、必要のない事務とは認められない。

よって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(2) 河川法第55条の許可申請を取得せず建築物や護岸ブロック等の工作物を無断施工しているC法人は不法であり、さらに境界杭を損壊したC法人が本件登記事務に係る登記事務委託料を負担すべきであるという請求人の主張について

ア 請求人は、C法人が河川法第55条に規定される河川保全区域内において土地の形状を変更する行為等や工作物の新築又は改築に係る河川管理者からの許可を得ていないこと、並びにSK9及びSK10の境界杭はC法人によって損壊又は変更されたことから、C法人が境界杭を復元すべきであり、本件登記事務に係る登記事務委託料をC法人に負担させず、県が支出することは不当であるとの主張をしているものと解される。

イ 前記第3の1(8)で確認した事実のとおり、平成12年にC法人関係者が個人事業主として河川法第55条に規定される許可を得ている。その後建物が増築された際の河川法第55条に規定される許可をC法人は得ていなかったものの、美濃土木事務所によるC法人に対する指導を通じ、C法人は令和5年6月30日に河川法第55条に規定される許可を事後申請しているところである。

このため、請求人の主張は根拠を失っている。

ウ さらに、県が管理する河川の河川区域等を不法に占用している者に対する指導について、河川法第75条では、「河川管理者は、河川法の規定に違反した者に対して、措置をとることができる。」と規定しており、その手段を含め措置の内容は、河川管理者である県に裁量権が認められていると解するのが相当である。

一般に、裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基

礎とされた重要な事実には誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるとする事ができるものと解されている（最高裁（行ツ）昭和53年10月4日判決参照。）。

そこで、本件登記事務を県が実施することについて、その判断が全く事実の基礎を欠く、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に該当し、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められるかを検討する。

(ア) C法人においては、建築物の河川境界への越境等、河川法に違反する事項が存在しており、県は問題解決のため、河川法第75条の規定に基づき、C法人に対する指導を実施する必要がある。

(イ) 当該県有地と隣接地カ及びキとの境界については、前記第3の1(10)⑤にあるとおり、「平成12年の官民境界は測量をしておらず、また土地改良換地図も参照せずに合意しており、この境界では地積更正や分筆など法務局の土地登記はできない。」「今後の土地登記に向けて官民境界確定のやり直しが必要となる可能性がある。その際には、官民双方の施設越境の解消等も考慮する必要がある。」といった状況であった。

(ウ) 本件登記事務は、県が、C法人の河川法違反に対する指導を実施する上で、境界杭の亡失の有無に関係なく、測量を踏まえた当該県有地と隣接地カ及びキの境界を明確にする必要があったことから実施されたものであり、本件登記事務を実施することに不合理な点は認められない。

(エ) 本件登記事務における、令和3年度測量事務で明示されたSK9及びSK10の境界表示用金属鋏からコンクリート杭へ入れ替えは、本件登記事務で新設されたその他の境界表示（プラスチック杭、金属鋏又はマーキング）とあわせ、当該県有地の境界を明確化するため実施されたことにすぎない。

(オ) 上記(ア)～(エ)を踏まえると、本件登記事務を実施したことに裁量権の逸脱又は濫用があったものとは認められない。

エ このため、県による本件登記事務の実施及び県による本件財務会計行為に違法・不当な点は認められず、この点に関する請求人の主張に理由はない。

2 結論

以上のことから、本件財務会計行為に不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求を棄却する。